

平成 2 1 年
福岡都市圏南部環境事業組合議会
第 1 回定例会 会議録

平成 2 1 年 3 月 2 7 日 (金) 開会

福岡都市圏南部環境事業組合議会

1 議事日程

〔平成21年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会〕

平成21年3月27日
午後3時15分
於 春日市議会全員協議会室

日程	議案番号	案 件 名						
日程第1		会議録署名議員の指名						
日程第2		会期の決定						
日程第3		諸般の報告						
日程第4	議案第1号	福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について【提案理由説明・質疑】						
日程第5	議案第2号	平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第2号）について【提案理由説明・質疑】						
日程第6	議案第3号	平成21年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について【提案理由説明・質疑】						
日程第7	議案第4号	筑紫公平委員会設置規約の変更について【提案理由説明・質疑】						
日程第8		一般質問 <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>質問者氏名 (議席番号)</th> <th>質問項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>川口 浩 (1)</td> <td>中間処理関係費委託料について</td> </tr> </tbody> </table>	順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目	1	川口 浩 (1)	中間処理関係費委託料について
順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目						
1	川口 浩 (1)	中間処理関係費委託料について						
日程第9	議案第1号	福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について【討論・採決】						
日程第10	議案第2号	平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第2号）について【討論・採決】						
日程第11	議案第3号	平成21年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について【討論・採決】						
日程第12	議案第4号	筑紫公平委員会設置規約の変更について【討論・採決】						
日程第13	議員提出 議案第1号	福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について						
日程第14	決議案第1号	中間処理方式に関する決議文について						

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番 川口 浩 議員	2番 山口 剛 司 議員
3番 松尾 浩 孝 議員	4番 松尾 嘉 三 議員
5番 永野 義 人 議員	6番 福山 保 廣 議員
7番 不老 光 幸 議員	8番 中林 宗 樹 議員
9番 壽福 正 勝 議員	10番 加納 義 紀 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

4番 松尾 嘉 三 議員	5番 永野 義 人 議員
--------------	--------------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（6名）

管理者 井上 澄 和	副管理者 井本 宗 司
副管理者 吉田 宏	副管理者 井上 保 廣
副管理者 武末 茂 喜	
事務局長 吉田 伸 隆	

6 職務のため出席した事務局職員の職氏名（9名）

総務課長 永田 辰 男	技術課長 菰田 廣 人
総務係長 高原 朗	土木係長 古賀 政 隆
事業調整係長 八尋 一 成	電気係長 新谷 和 昭
事業調整係 高田 政 樹	総務係 竹浦 俊 晴
総務係 荒木 俊 幸	

閉会 午後3時15分

~~~~~

議長（川口 浩議員） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、平成21年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議員の皆様にご報告いたします。本日10名の傍聴がありますので、ご報告させていただきます。

なお、傍聴者におかれましては、お手元の「傍聴者へのお願い」をお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。また、討論、採決の際には退席をしていただくことがございますので、ご了承をお願いします。

それでは議事に入ります。議事日程はお手元に配付いたしておるとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（川口 浩議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、4番松尾嘉三議員及び5番永野義人議員を指名いたします。

~~~~~

**日程第2 会期の決定**

議長（川口 浩議員） 日程第2「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川口 浩議員） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（川口 浩議員） 日程第3「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付いたしております。

監査関係、施設視察関係の資料については、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思っております。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

~~~~~

**日程第4 議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について【提案理由説明・質疑】**

議長（川口 浩議員） 日程第4「議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上管理者。

管理者（井上澄和） 本日ここに、平成21年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、条例の一部改正1件、補正予算1件、新年度予算1件、規約変更1件、合わせて4件の議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

それでは、ここで少しお時間をいただきまして、当組合の状況につきまして若干述べさせていただきます。

まず、この福岡都市圏南部環境事業組合の設立の目的につきましては、皆様ご承知のとおり、関係4市1町の可燃ごみを適正に処理することであり、これを行うための中間処理施設及び最終処分場を建設・運営することにあります。

これまで関係4市1町の可燃ごみ処理につきましては、春日市・那珂川町は福岡市へ委託し、また大野城市・太宰府市による一部事務組合においては今後4市1町が共同でごみ処理を行うということを前提に、平成15年11月から福岡市に委託し処理を行ってきました。

このような中、この福岡都市圏南部地域の主な可燃ごみを処理している福岡市南部工場の施設稼働期間を10年間延長する対策を関係4市1町が負担して行い、施設稼働期間を平成27年度まで延命化いたしました。

そこで、関係4市1町は、平成28年度以降の可燃ごみ処理を適正に行うため、共同で中間処理施設及び最終処分場を建設・運営することを目的として基本協定を締結し、この福岡都市圏南部環境事業組合が設立されました。

現在、中間処理施設及び最終処分場の建設に向けた事業に取り組んでおりますが、まず中間処理施設につきましては、管理者からの諮問に基づき、建設検討委員会及び専門部会等で詳細な検討を行い、全ての処理方式から、ストーカ式焼却方式、シャフト式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式の3つの処理方式に絞り込みましたが、さる1月15日に組合議会から「要望書」が提出され、これを受けまして、中間処理施設の処理方式について、更に掘り下げた調査を行い、現在、答申に向けての総合的な比較検討を行っています。

次に、最終処分場につきましては、組合の設立趣旨及び中間処理施設におけるいずれの処理方式であっても、最終処分場が必要不可欠な施設であるため、候補地地元住民の皆様のご理解を得るべく、現在、全力で取り組んでおりますが、建設にあたっては相当の計画期間と工事期間を要することから、平成28年度施設稼働開始に向け、最終処分場の地元立入合意期限を平成21年7月末と定め、これに向け関係市町と連携して鋭意努力しているところでございます。

また、今回の施設で設定している稼働目標期間につきましては、ごみ処理は長期的な視野で計

画することが重要であります。現実的には、ごみの質や量が社会情勢に大きく左右されること、中間処理や最終処分のごみ処理技術も日々進歩していることや中間処理施設の寿命、また地元住民の皆様の感情も考慮し、25年間としております。

しかしながら、4市1町のごみ処理は25年間で終わるものではないため、将来の検討においては、その時点での最新の技術や様々な条件等を総合的に検討して、福岡都市圏南部地域にとって最適なごみ処理の方式を選択していきたくと考えております。

今後、平成28年度施設稼働のため事業を計画的に推進していく必要がありますが、その中で平成21年度は、中間処理施設においては、基本計画を策定し施設規模等を決定します。また、建設地周辺の生活環境影響調査を行います。最終処分場においては、地元立入合意後ただちに、建設に向けた地形測量や地質調査を行い、基本計画を策定します。また、施設の経営に関しては、様々な事業方式を検討しておりますが、安全性・安定性を確保し事業費の削減を図るため、最適な事業方式の検討を行い、決定していきます。そして、事業の進捗に伴い事務量が増加するため職員を増員し対応することといたします。

この事業は、4市1町のごみ処理行政の根幹をなすものであり、もし成し遂げることができなければ、4市1町のごみ処理が適正に行えなくなり、日常生活にとって多大な影響を及ぼすこととなります。

組合としましては今後も、建設検討委員会や専門部会に諮り、総合的な検討を行いながら、構成市町とも連携をとり、責任を持って全力で事業推進に努めてまいりますので、今後とも議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、早速、提案理由の説明を申し上げます。

日程第4、議案書1ページ「議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、今後の事業進捗に向け、当組合の組織を、現在の13名体制から17名体制に拡充することに伴い、条例の改正を行うものでございます。

拡充の具体的な内容としましては、まず総務課では、主に最終処分場の事業用地及び補償に関する事務を行うため「事業調整第2係」を新設し、また「技術課」では、これまでの「技術課」という名称を「建設課」に改め、今後、基本計画、地形測量、プラント仕様の作成といったより具体的な事業を行っていくため、土木係、機械係の職員増員及び施設の基本計画や建築仕様の検討を行うための「建築係」を新設するものです。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（川口 浩議員） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番 壽福正勝議員。

9 番（壽福正勝議員） 今管理者から定数についての説明をいただきましたが、13名から17名に改めるということですが、それについては4月1日からの施行でございませうけれども、これまで組合を設立されまして2年半程度経っていると思っておりますが、この間にもこのような条例の

改正があったわけですが、最終的にといいますか、それぞれの4市1町の自治体から職員の皆さん頑張っていたいただいているわけですが、ピーク時といいますか、最終的にどのくらいの職員の数になるのか。これは当初説明をいただいたような気がしますが、お手元があればご説明をお願いします。

議長（川口 浩議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 今後の職員定数の計画ということでございますけど、先ほど提案理由の説明でもございましたように、今後事業の方式を決めて参ります。来年度につきましては、先ほど申しましたように17名体制でございまして、22年度までその体制で参りまして、21年度に事業の方式を決めます。その後、それに応じた契約準備等を行いまして、23年度から新しい体制になるうかと思えます。現在のところ、事業の方式につきましてはまだ決めておりませんで、一番人数の多い形式で申しますと、公設公営で運転人員に全部職員を配置するという場合でございますけど、その場合につきましては、40名を超えるような人員が必要でございますし、また一方、PFI等を導入いたしますと12名程度の職員でも可能ということで、21年度、22年度につきましては17名体制とした後の、23年度以降に対しましては非常に幅があるということで、事業方式に応じた体制を組むという考えでございます。

議長（川口 浩議員） いいですか。

9番（壽福正勝議員） はい。

議長（川口 浩議員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（川口 浩議員） ないようでございますので、これで質疑を終わります。討論及び採決については一般質問終了後に行います。

~~~~~

**日程第5 議案第2号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第2号）
について【提案理由説明・質疑】**

議長（川口 浩議員） 日程第5「議案第2号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上管理者。

管理者（井上澄和） 日程第5、議案書3ページ「議案第2号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

補正予算書2ページをご覧ください。

今回の補正の内容は、歳入歳出予算総額は変更せず、平成20年度予算にて執行残となることが明らかな旅費、賃金等、160万円を減額し、その全額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

詳細な内容につきましては、後ほど事務局長から説明いたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（川口 浩議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） それでは、日程第5「議案第2号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算（第2号）」の詳細についてご説明申し上げます。

補正予算書2ページをご覧ください。

先ほど管理者からご説明いたしましたとおり、歳出予算で執行残となることが明らかなものを減額し、その全額を財政調整基金に積立てるものでございまして、よって、今回の補正予算では、歳入歳出予算総額に増減はなく、歳出予算内のみの補正を行うものであります。

それでは、補正予算書4ページ、歳出の事項別明細書をご覧ください。

まず、1款1項1目議会費でございますが、9節旅費におきまして、先進地視察旅費の執行残ということで50万円を減額させていただくものです。

次に、2款1項1目総務管理費でございますが、7節賃金において、臨時職員の業務量が一時減少したことにより、本年1月の臨時職員の採用を見合わせたため、これに伴う執行残30万円を減額させていただくものです。

また、25節積立金でございますが、これにつきましては、先ほどからご説明申し上げておりますように、今回の補正予算で、議会費から50万円、総務管理費から30万円、施設整備費から80万円の合計160万円を減額し、その全額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、2款2項1目施設整備費でございますが、9節旅費では、専門部会の先進地視察旅費等の執行残60万円の減額と、14節使用料及び賃借料の20万円の減額で、これは主に建設検討委員会及び専門部会の会議を春日市及び福岡市の会議室を使用させていただいたことによります会議室使用料の執行残20万円を減額するものでございまして、これら旅費と使用料及び賃借料を併せまして、施設整備費から80万円を減額させていただくものでございます。

以上のとおり全体として、160万円を減額補正し、財政調整基金に積立てることとしておりますが、これは後に確定いたします平成20年度剰余金と併せまして、平成22年度の構成市町負担金から相殺する方法によりまして、構成市町へ返還する形をとることとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（川口 浩議員） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（川口 浩議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。討論及び採決については一般質問終了後に行います。

~~~~~

**日程第6 議案第3号 平成21年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について【提案理由説明・質疑】**

議長（川口 浩議員） 日程第6「議案第3号 平成21年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。井上管理者。

管理者（井上澄和） 日程第6「議案第3号 平成21年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について」ご説明申し上げます。「平成21年度予算書」2ページをご覧ください。

平成21年度の一般会計予算総額は、3億8,762万1千円で、平成20年度当初予算と比較しますと、1億8,603万7千円の増、率にいたしますと92.3%増となっております。

平成21年度に計画しております主な事業の内容といたしましては、予算書10ページ、2款2項1目施設整備費の説明欄をご覧ください。

まず、「中間処理施設関係費」では、生活環境影響調査業務委託、施設建設運営事業計画支援業務委託等、金額にしまして9,465万4千円を計上させていただいております。

次に、「最終処分場関係費」では、基本計画支援業務委託、生活環境影響調査方法書作成業務委託及びその他地質調査等の委託料等、金額にしまして8,026万5千円を計上させていただいております。なお、これらの事業の一部につきましては、循環型社会形成推進交付金の対象事業でございまして、歳入として、対象事業費の約3分の1に当たる4,379万9千円を計上しております。

また、その下の2款2項2目周辺設備費の候補地住民関係費として1,590万円を計上しておりますが、中間処理施設及び最終処分場建設候補地周辺にお住まいの皆様に対する説明会及び、施設見学会等を今後とも積極的に行いながら、事業に対するご理解を賜りたいと考えております。

なお、詳細な内容につきましては、後ほど事務局長から説明いたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（川口 浩議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） それでは、日程第6「議案第3号、平成21年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算」の詳細についてご説明申し上げます。

まず、予算書の2ページをご覧ください。管理者が申し上げましたように、平成21年度の一般会計予算総額は3億8,762万1千円で、平成20年度当初予算額と比較しますと、1億8,603万7千円の増額となっております。

増額の主な理由といたしましては、事務局の組織拡充に伴う人件費負担金の増額。また中間処理施設、最終処分場関係費にかかる委託料の増額が主なものとなっております。

それでは歳入歳出について事項別に説明させていただきますが、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきます。

予算書7ページをご覧ください。1款1項1目の議会費といたしましては422万9千円で、前年度と比較しますと、31万3千円の増額となっております。

増額の主なものとしましては、会議の開催に際して柔軟な対応をとるため、費用弁償及び今回新たに有料会議室等の使用料を計上するなど、合計31万3千円を増額するものです。

次に予算書8ページをご覧ください。2款1項1目の総務管理費といたしましては、1億8,443万1千円で、前年度と比較しますと、3,809万3千円の増額となっております。増額の主な

ものとしましては、次の9ページの説明欄の中ほどに記載しております「職員給与費」をご覧ください。議案第1号で管理者がご説明いたしましたように、今後の事業進捗に向けまして、当組合の組織を現在の13名体制から17名体制に拡充することに伴いまして、前年度と比較して、3,586万8千円の増額をさせていただいております。

次に、予算書10ページをご覧ください。2款2項1目の施設整備費といたしましては、1億7,955万1千円、前年度と比較しますと、1億3,873万6千円の増額となっております。

増額の主なものとしましては、まず、説明欄の中ほどに記載しております、事業事務費をご覧ください。ここでは、建設候補地周辺住民の皆様に対しまして、組合事業の進捗状況や、組合が目指しております施設の安全性等についての情報を積極的に提供していくため、新たにチラシの印刷費としまして、25万円を計上させていただいております。

次にその下の中間処理施設関係費をご覧ください。ここでは、中間処理施設の建設にかかります生活環境影響調査業務委託、施設建設運営事業計画支援業務委託、埋蔵文化財調査業務委託を計上しており、委託料合計で9,465万4千円を計上しております。

これら委託事業の詳細としましては、まず、生活環境影響調査業務委託でございますが、これは平成20年度に作成しました生活環境影響調査計画書をもとに、中間処理施設建設候補地周辺の現況についての調査を、平成21年度から平成22年度にかけて実施するものでありまして、この調査結果をもとに、環境に与える影響の予測等を行うためのものでございます。

次に、施設建設運営事業計画支援業務委託でございますが、これは、当組合が推進いたします可燃ごみ処理施設の建設・運営・維持管理業務の事業者を選定するにあたりまして、公平性及び透明性の確保の観点から、入札公告前に公表する実施方針を定めるためのものでございます。

次に、埋蔵文化財調査業務委託でございますが、これは、中間処理施設建設候補地の埋蔵文化財の状況を把握するため、試掘調査を行うものであります。なお、これらの3件の委託事業につきましては、循環型社会形成推進交付金の対象事業でございます。委託料の約3分の1を交付金として歳入することとしております。

次に、その下の最終処分場関係費をご覧ください。ここでは、最終処分場事業用地の取得にかかります不動産鑑定評価、このほか委託料として、最終処分場の建設にかかります基本計画支援業務委託、生活環境影響調査方法書作成業務委託、地質調査業務委託等を、合計で8,026万5千円を計上しております。

これら委託事業の詳細としましては、まず、基本計画支援業務委託でございますが、これは最終処分場の施設配置計画や動線計画等を定め基本計画を策定するための委託であります。

次に、生活環境影響調査業務委託でございますが、これは、最終処分場の生活環境影響調査の調査実施計画書を策定するための委託であります。このほか最終処分場建設候補地の地質状況を把握するための地質調査業務委託や、事業用地取得のための用地測量業務委託及び建物等補償調査などの委託を計上しております。

なお、ここで計上しております委託事業5件のうち3件が、循環型社会形成推進交付金の対象

事業でございますので、こちらも委託料の約3分の1を交付金として歳入することとしております。

次に、2款2項2目の周辺整備費といたしましては159万円、前年度と比較しますと、67万2千円の増額となっております。

ここでは、建設候補地周辺住民の皆様にも、中間処理施設及び最終処分場の仕組みや安全性などをご理解していただくことを目的といたしました施設見学会の費用として、延べ17回分の予算を計上しております。その目的達成のため施設見学会を積極的に開催してまいりたいと考えております。

次に予算書11ページをご覧ください。3款1項の予備費といたしましては、議会費、事業費それぞれの予算の約5%、合計1,782万円を計上いたしております。歳出については以上でございます。

次に歳入についてご説明申し上げます。予算書5ページをご覧ください。まず、1款1項1目の構成市町負担金として、2億8,301万2千円を計上しております。前年度と比較しますと、1億4,815万5千円の増額となっております。

参考といたしまして、構成市町の負担金額を説明欄に示しておりますので、ご参照ください。

次の2款1項1目の循環型社会形成推進交付金につきましては、先ほど歳出の方でご説明申し上げましたとおり、中間処理施設関係費及び最終処分場関係費のうち、この説明欄に示しております委託事業が交付金対象事業に該当するため、交付金といたしまして4,379万9千円、前年度と比較しますと、3,280万3千円の増額となっております。

次の3款1項1目の利子及び配当金ですが、これは現在積み立てております財政調整基金の運用に伴う予測の利子を計上させていただいております。

次の4款1項1目の基金繰入金につきましては、説明欄をご覧ください。まず、上段の平成19年度剰余金返還分についてですが、これは財政調整基金として積み立てておりました平成19年度剰余金の事業費及び基金の運用により発生した利子等でございます。1,590万2千円を事業費分として繰り入れ、平成21年度の各市町負担金から相殺することで、結果として、各市町へ返還するというかたちをとっております。

次に、その下の事業計画見直し分についてでございますが、これは平成19年度予算で一度計上した事業のうち、その実施を平成21年度に変更した事業であり、ここに示しております事業を平成21年度に実施するため、基金に積み立てておりました財源4,480万円を、一般会計へ繰り入れることとするものでございます。

次からの5款繰越金、6款諸収入については、これらに歳入すべき事由が発生した場合に備え、それぞれ予算項目を掲げさせていただいております。歳入については以上でございます。

最後に予算書3ページをご覧ください。ここでは、地方自治法第214条の規定によりまして、債務負担行為をする必要がある事項として、組合の組織拡充に伴うパソコンの増設が1件、その他の事務機器等が2件、中間処理施設生活環境影響調査業務委託料につきましては、先ほどご説

明しましたとおり、平成21年度から平成22年度までの2カ年にわたり調査する必要があるため、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

また予算書12ページをご覧ください。こちらには、現在までの債務負担行為の状況について、とりまとめておりますので、ご覧くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（川口 浩議員） 井上管理者。

管理者（井上澄和） 先ほどの議案第3号のご説明の中で、2款2項2目周辺整備費の候補地住民関係費として1,590万円を計上していると申し上げましたけど、正しくは159万円でございます。

修正をお願いして、お詫びを申し上げます。よろしくようお願いいたします。

議長（川口 浩議員） 予算についての説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。2番山口剛司議員。

2番（山口剛司議員） 生活環境影響調査に関わる費用についてお尋ねをさせていただきます。今、債務負担行為の3,100万円というご説明と、それから10ページには中間処理施設関係費また最終処分場関係費という風に分かれております。先だって事務局からいただきました全体スケジュールで見ますと、中間処理は22年度までかかっているんですね。そして最終処分場は23年までかかります。今回21年度のこの費用の負担割合と伺いますか、総額がどれくらいの見通しをもっておられて、21年度はどれくらいの割合とか、例えば21年度は5割くらいかかっているという風な金額のご提示をいただけますでしょうか。

議長（川口 浩議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 中間処理施設の生活環境影響調査が、20年度から22年度までにまたが行われる中での年度毎の金額の比率ということでご説明させていただきます。20年度は生活環境影響調査の方法・計画を定める業務でございまして、予算上は700万円強をとっていたと思います。21年度につきましては、先ほど予算でご説明いたしましたように7,000万円強、22年度につきましては3,000万円強ということでございまして、内容的には、21年度は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきますこういった施設の建設に伴う調査の義務及び今回の場合につきましては、内容的に県のアセス条例にはかかりませんが、内容等をかなり拡充しておりますので、こういった項目の調査を行う現況調査、この費用が7,000万円と先ほど言いました予算の内容でございまして、22年度になりますと、そういった現況の調査の結果を使った影響の評価という解析を行います。こういったものが3,000万円等でございますので、1：7：3といった比率かと思われる。

2番（山口剛司議員） 最終処分場についても。

事務局長（吉田伸隆） 最終処分場につきましても、同様な手順で21年度が計画書を作成し、22年度が現況調査、23年度が影響評価ということでございますので、ほぼ同じような比率での委託の執行になるかと思えます。

議長（川口 浩議員） 山口議員。質疑に関しましては3問までとなっておりますので、ご注意ください。

2番（山口剛司議員） 今ご説明いただいた分で、この環境調査というのは、非常に地域住民の方々をはじめ各団体の方も興味がもの凄くあるところでもありますので、先ほどおっしゃられたこういう複数年またがっておりますので、その都度の成果物といいますが、今こういう風になってこれの対応はこうやっているとかというのが、今後事務局の方にも求められる話だと思っておりますので、今そういう意味で予算の振り分けを伺いました。そういう意味では、中間処理につきましては、今回調査されますので、次の22年度が非常に大事ななど。最終処分場につきましては、23年が大変な話になってくるかと思っておりますので、その複数年またがるときに関しましては、その都度の予算執行からそういう成果物も含めて議論が出来るように、安全であれば安全だと言えるような今後のやり用を要望して、質問を終わります。

議長（川口 浩議員） 他に質疑はありませんか。4番松尾嘉三議員。

4番（松尾嘉三議員） それに関連してなのですが、やはり中間処理施設の地域の住民の方々、先ほどの山口議員の質問と関連性がございまして、地域住民、中間処理施設の周辺住民といたしましては、生活環境影響調査というのが一番心配になってあるところでございまして、地元議員といたしましては、こちらの調査内容をどこまでの深さで調べられるのか、もしよろしければ項目毎に、後日で構いませんので、各議員さんに提出していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（川口 浩議員） いいですか。ではそのようにお願いいたします。他に質疑はございませんか。9番壽福正勝議員。

9番（壽福正勝議員） 生活環境影響調査の件ですが、最も重要な調査の一つであろうという風に思っております。そういった中で、今回7,000万円強の予算が計上されているわけですが、当然現況を基に環境に及ぼす影響というものについて調査をされるということでございまして、やはり調査をされたデータというものがどのように活かされていくのか、当然それは比較検討するということは当然ではありますが、こういった場面で、こういった時にこのデータというものが活用されていくのか。その場面、場面、こういった場面になるのかというのをご答弁願います。

議長（川口 浩議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 生活環境影響調査の結果がどのような形で活かせるのかというご質問を承りました。施設が出来る前に、事前に現状がどうであるかということで現況調査いたしまして、それで施設の性質から懸念される、清掃工場ですと排ガスの影響、騒音、振動等でございますけど、そういったものが及ぼす影響等について、いかに軽減できるのかという観点で調査いたしまして、その方策等も併せてここでするわけですけど、施設の建設には当然その結果が活かされますし、工事の場合においても、いろいろな予測される影響につきましては、事前に把握しまして軽減する措置をとるようということでございまして、この予測評価に基づきまして、工事の状態におきましてもその状況の確認或いは稼働後の施設につきましては、そういった影響

評価を受けまして内容的にそれをクリアできるような施設にするということ、また出来ました施設の稼働後につきましては、それが達成されているかどうかの調査、こういったことも今後行っていくという計画でございます。

併せまして、廃棄物処理法の定めでは規定されておりませんが、県のアセス条例なみの対応をとることで考えておまして、こういった調査を行うかという計画書や結果の評価につきましては、本来、法に基づきましては縦覧の必要性がございませんけれども、やはりそこまで配慮して地域の住民の方にこういった施設の安全性等のご理解をいただきたいということで、こういった計画書等の縦覧につきましても、住民の皆様提供してご意見もいただきたいということで進めてまいろうと思っております。

議長（川口 浩議員） 9番壽福正勝議員。

9番（壽福正勝議員） 先ほど言いましたように、重要な調査ですので、これだけの財源をかけて調査をやります。やはり十分にこのデータというものが活かされるように、そういった観点にたって進めていただきたいと思えます。

議長（川口 浩議員） 他に質疑はありませんか。5番永野義人議員。

5番（永野義人議員） 最終処分場の関係ですけど、ここに生活環境影響調査の方法書というのを少し具体的にお尋ねしたいと思えます。それから調査される場合は、どのあたりまで計画をもっているのか、そこら辺も一緒にお願いたしたいと思えます。以上です。

議長（川口 浩議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） それでは、21年度の最終処分場に関します生活環境影響調査の方法書はどういったものかということでございますけど、法に基づきまして、施設の性質、清掃工場でございますと排ガス等がございますけど、最終処分場でございますと、土壌とか地下水等の観点が中心になりますけど、法の定めとそれから環境配慮の観点から、様々な項目につきまして、こういった項目に影響あることとして広く調べた方がいいのかということを決めます。また、それに対する影響の評価をどういう風にするのかといった現況調査と、その評価の仕方について作成していくというのが、21年度の最終処分場に関します生活環境影響調査の内容でございます。それに基づいて22年度は現況の調査、そしてその結果に基づく解析を進めるという形になります。

議長（川口 浩議員） 答弁漏れがあります。

事務局長（吉田伸隆） すみません。どの辺りまで調査するかということでございますけど、調査の範囲とか、どこまでやるかということの方法書を作成するときに決めて参ります。来年度の計画の中で作成していくということでございます。

議長（川口 浩議員） 5番永野義人議員。

5番（永野義人議員） 大事なことでございますので、地元の方からいろいろな要望が出てくると思えます、この調査に対してですね。そういうことを十分聞いていただいて、対応していただきますように要望しておきます。

議長（川口 浩議員） 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(川口 浩議員) なしと認めます。これで質疑を終わります。討論及び採決については一般質問終了後に行います。

~~~~~

日程第7 議案第4号 筑紫公平委員会設置規約の変更について【提案理由説明・質疑】

議長(川口 浩議員) 日程第7「議案第4号 筑紫公平委員会設置規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。井上管理者。

管理者(井上澄和) 日程第7「議案第4号 筑紫公平委員会設置規約の変更について」ご説明申し上げます。議案書5ページをご覧ください。

本件につきましては、筑紫公平委員会を共同で設置している「筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合」の名称が、平成21年4月1日から「筑慈苑施設組合」に変更されることに伴い、筑紫公平委員会設置規約の一部を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(川口 浩議員) 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(川口 浩議員) なしと認めます。これで質疑を終わります。討論及び採決については一般質問終了後に行います。

~~~~~

**日程第8 一般質問**

議長(川口 浩議員) 次に日程第8「一般質問」を行います。

私から「一般質問」の通告をさせていただいておりますので、ここで副議長と議長席を交代させていただきます。

副議長(松尾浩孝議員) 川口浩議長に代わり議長を務めさせていただきます。進行する前に、今日私ちょっと喉を痛めておりますので、お聞き苦しい点があろうかと思っておりますけど、よろしくお願いいたします。

それでは1番川口浩議員の発言を許可します。

1番(川口 浩議員) 川口でございます。一般質問におきましては、一問一答方式ということでございますので、それに乗り取り質問をさせていただきます。13項目程度行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、最終処分場のまだ確定がなされていないという状況でございます。こういった中で、中間処理を決めていかなければならないと。それで、組合議会からも2年間程度延長できないかという申し入れもさせていただきましたし、難しい点もあろうかと思っておりますが、稼働開始を2年延ばすということに対しまして、ご見解をお伺いします。

副議長(松尾浩孝議員) 井上管理者。

管理者（井上澄和） 福岡市の施設でございます南部工場は、すでに平成27年度までの延命化が行われておりますが、更なる延命化に要する費用の試算について福岡市に検討を依頼したところ、2年の延命に要する費用が、70億3,500万円という結果になりました。これは投資効果から見ても非常に効率が悪く、各構成市町のご意見をお伺いしても、わずか2年のために、このような多大な財政負担は困難であるのご意見をいただいております。また、現在可燃ごみ処理を行っている中間処理施設や最終処分場を抱える福岡市、春日市、大野城市からは、地元との約束や説明の関係で2年の延命化を議論することは困難であるのご意見もいただいております。このようなことから、当組合としては、関係市町と連携を取りながら、平成28年度の施設稼働に向け全力を尽くしてまいり所存でございますので、議員の皆様のご協力とご理解をよろしくお願い申し上げます。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） 最初の議案の時の説明もありまして、再度説明をいただきまして大変難しいと理解出来る点もあるのかと思っております。しかしながら、最終処分場を確保していないというところでございますので、大変危惧を持っているところです。

それで最終処分場が確保できない場合、例えばストーカ方式では、それにかかる事業が循環型社会形成推進交付金の対象にならないということを聞いております。処分場が一定量確保できていないところについては、溶融でないで交付金は出さないよということがあります。当該組合は、努力はしておりますが、確保に至っておらないという中で、期日を延ばさざるを得なかった。その期日が7月いっぱいだという説明がありました。しかしながら、7月いっぱい確保できる約束はないわけでございます。本来ならば、立入合意ではなく基本合意をとるのが筋かと思いますが、そうなれば、とれればという風にも思われるのですが、現在ないということで、これが事務局の試算では71億4千万を見込んでおられますが、これはこないかもしれないということは、管理者はご認識ございますでしょうか。

副議長（松尾浩孝議員） 井上管理者。

管理者（井上澄和） 交付金の制度として、地域計画に定める事業が途中で計画変更になった場合は、交付金の返還を求められることもあると承知しております。当組合は、平成19年3月に国から循環型社会形成推進地域計画の承認を受け、循環型社会形成推進交付金を受けて、事業を進めておりますが、最終処分場の確保を組合事業の根幹ととらえ、現在、最終処分場候補地の地元自治体である大野城市と一丸となって、地域計画に定める実施計画に沿うように、最終処分場及び中間処理施設の建設について鋭意取り組んでいるところであります。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） ご存じだという理解のもとで進めさせていただきますが、そうすればまだとれていないと、やむを得ず決定のスケジュールを変更して延ばしたということでございますが、7月までは決めないといけない。ギリギリになるのかもしれませんが、地元立入合意なり、基本合意をとる相手というのは誰なのか。どのようにして合意を得ようとしているのか教えてく

ださい。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 大野城の最終処分場の地元立入合意のご質問でございます。

候補地の立入の合意を得るということにつきましては、地権者或いは地元住民の皆様を含めまして、その他候補地で営業されております事業者のご理解を得ることが重要であると考えております。

現在、最終処分場候補地であります大野城市中区には、約1,400世帯、3,400人程の住民が住んでおられますし、また候補地の地権者の数は、約150名となっております、その内共有山の地権者の方が約140名程度ということで聞いております。

このように、多くの住民及び地権者がおられますので、候補地の地元でございます大野城市と組合では、今年の7月末までに地元立入の合意を得ることができるよう説明会や施設見学会等を重ねまして、施設の必要性や安全性についてご理解いただくよう鋭意努力してまいりたいという風に考えております。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） 今お答えがあったのですが、立入合意と基本合意を、全員でなくてもとれたと理解するのは、そのうちどこまでをしたときのことを言うのかというのを尋ねているのですが、答弁をお願いします。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） まず地元立入の合意ということでございますが、地権者、所有者がおります土地に入っただけの測量等ということでございますので、これにつきましては了解を得るという意味合いでの合意という風に理解しております。

最終的な基本合意ということでありますと、最終的に候補地としての受け入れということでございまして、周辺整備と地元還元の施設の整備等も含めまして、合意をいただくというようなことかという風に理解しております。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） だから誰の合意がいるのかと。組合の印鑑がいるから、組合の総会で過半数でも決めて、入っていいぞとか、合意したぞとかがいるのか。誰の合意がいるのかと聞いています。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 地元立入につきましては、地権者の方と住民の方という風に…。

1番（川口 浩議員） 全員なのか何なのかと聞いています。

副議長（松尾浩孝議員） 全員か代表者なのか。吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 全員の皆さんの合意の下でしか入れないという風には思っておりませんで…。地権者の皆様につきましては、全員の合意ということで考えております。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1 番（川口 浩議員） きちんと答えてくれませんか。立入合意は誰と誰の了解がいる。基本合意は誰と誰の了解がいるということで。組合なら組合の過半数の了解がいるとか、きちんとして答えてください。こういうところで止まりたくない。わかっていることでしょう。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 地権者の皆さんに関しては全員の方の合意と、それから住民の方につきましては…。

1 番（川口 浩議員） 分けて答えてよね。立入と基本と。

副議長（松尾浩孝議員） 事務局長。立入調査の合意は誰とするのか、基本合意は誰とするのかと聞いてありますけど。

事務局長（吉田伸隆） ちょっと待ってください。

1 番（川口 浩議員） これでやれるのか。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 地元立入合意につきましては、地元の代表であります区長の合意と、地権者につきましては全員ということで理解しております。

副議長（松尾浩孝議員） 基本合意は。吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 私が今申したのは基本合意の内容でございまして、全員の地権者の方と地元の代表ということでございまして、地元の立入合意につきましては、代表者の方の了解でよろしいかと思っております。

副議長（松尾浩孝議員） 1 番川口浩議員。

1 番（川口 浩議員） 立入合意は、地権者の了解が全く、結果的にはですけどね、いらぬという理解でいいですか。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 地権者でいきますと、共有地の方でいきますと共有地の代表者とか、そういった意味での方の了解が必要だと思っております。

副議長（松尾浩孝議員） 1 番川口浩議員。

1 番（川口 浩議員） それではもう一回言い直してください。立入合意は誰と誰の了解がいるのですか。法的な分だけで結構です。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 地元の立入合意につきましては、地元の代表者或いは地権者の代表者でございまして、基本合意ということにつきましては、地権者全員ということですよ。

副議長（松尾浩孝議員） 1 番川口浩議員。

1 番（川口 浩議員） では立入合意は、当然お願いとかは全員するとして、法的な要件ということになると7月までということなんですから、法的な要件で最低でも区長。区長ということになれば、その住民の過半数ということと私は思います、決をとれるのなら最低。それと地権者の代表、これも地権者の会があるのかは知りませんが、基本合意となると区長、これは一緒ですね。

あと地権者全員の同意と。まあ、ここを再度攻める気はございませんが、そういうことで、非常に困難が予想されるのではないかと考えています。しかしながら、必要性は感じておりますので、大野城市の関係者の方、進められる管理者の方、組合の方、大変だと思いますが、何とか成し遂げられるように頑張りたいと思っています。しかし、基本的なことですから、すぐにわかるようにしておいていただきたいと思います。ただ戻りますれば、先ほどおっしゃってあった合意がおぼつかないから2年延ばせないか、しかし延ばせない。では、今まで何をしていたのかという気がせざるを得ないですね。

次に進みますけれど、それでは厳しい状況がある。中間処理の決定について、していかないといけない中で、最終処分のまずは立入合意を7月までということですけど、今後のスケジュールはどういう風に変更されますか。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 7月末まで地元立入合意等を延期したということでの今後のスケジュールということでございますけど、中間処理方式の決定の期限も同じく7月までとしておりますけど、それまでのスケジュールといたしましては、組合議会の方からスラグの有効利用等について更に検討が必要でないかというご意見もいただいておりますので、組合で現在プラントメーカー等へ再調査を行っております。これらの調査結果をそろえまして建設検討委員会へ報告し、建設検討委員会におきまして協議の上、検討を経た後に、建設検討委員会から答申が行われると。この答申を受けまして組合の方で構成市町へ意見照会を行った後、正式に中間処理施設の方式の決定が行われると。これを7月までに行うということで、スケジュールを組んでいるわけでございます。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） そういうスケジュールということでございますので、変更されると。全員協議会の方にもスケジュールをきちんとまた報告をしていただきたいと思います。

それで何でこういう形に、組合議会が少し混乱めいたことにならないといけないのかというと、やはり調査が不十分ではないのかという疑問、ありきだったのではないのかという疑問があるんです。それについて申し訳ないのですが少し詰めていきたい。

それからこれは建設専門部会、学者の方とか弁護士が入ってあるところの最初のとっかかりに少し疑問がある。なぜかと言いますと、ここへ諮問されたのは、建設検討委員会がそういう学者方を5人か6人集められて尋ねられたのは、処分場が25年使えるとすると、中間処理の方式はどれがいいでしょうかという問いをされたんですね。で、答えは、25年処分する場所があるならば、ストーカがよかでしょうやと。スラグでちょこっと埋めようが、たくさん埋めようが関係ないですと。どっちがいいかという問いだから、25年ということでの問いであるならば、処分場があるという前提であるならば、金が安いですよという答えなんですね。これがもの凄く疑問でね。やはりこの都市圏南部、海もございませんし、処分場も25年が30年、50年使えないかと。地元が早く埋めてくれという要望もあるかもしれません。そういうニーズもあるかもしれませ

ん。しかしながら、やるべきは、海がない、そして福岡という大きな街に隣接した、福岡市もかたっていますけど、その将来におけるごみが発生していく、減らしていかないといけないけれども、それを中間処理をして埋めないといけないと。その将来も含めたあり方をまず諮問すべきではなかったのか。それに乗っ取って、今度は当面の処理処分には、どう専門的な見地から意見をいただけるかと。それは処分場を確保されたら最善ですよと、しかしこれが地元合意とかで難しい場合は、こういう方式も検討しないといけないんじゃないでしょうかという問いをすべきだったと思うんです。それを何回言ってもしませんが、専門の委員会をあなた達が示した、この人選についても私は異議を唱えたのですが、これについて、何でそこからやり直そうとしないのが管理者にお尋ねします。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 建設専門部会での検討の内容についてでございますけど、建設専門部会は建設検討委員会の依頼を受けまして、可燃ごみ処理施設に関します専門的な見地から調査検討を行うために設置されておりまして、廃棄物問題、地下水の問題、大気汚染、地震、衛生工学、緑地環境設計、公衆衛生、法律と各分野の専門家で形成されておりまして、この建設専門部会では、組合で策定いたしました「基本コンセプト」でありますとか、「基本構想」を基にいたしまして、中間処理施設の基本計画について技術的専門の立場から調査検討をして、その結果を意見書にまとめるということで作業をしていただきました。

中間処理施設におきましては、どの処理方式でも残渣は発生いたしますので、その残渣を適正で安定的な処理処分を行うというためには最終処分場が必要でございますので、その前提で建設専門部会では検討評価をいただいております。

組合にとりまして、最終処分場は必ず必要な施設でありまして、大野城市が中心となって平成28年度稼働開始を目指しまして、最終期限の7月まで地元立入ができるよう全力で取り組んでいくところでありますので、最終処分場ができない場合を想定した検討といったことは現時点では適切ではないという風に考えております。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） お宅の言いたいことだけ勝手に言いましたけど、質問に全く答えていないじゃないの、たいがいにしてよ。聞いているのは、将来ごみ処分と言えば、大野城さんが満杯になったら、次是那珂川さんでしょうか、太宰府さんでしょうか、福岡市南区でしょうかと、処分場をまた山を探してつくらないといけないと思います。今と同じやり方で考えるのであれば。しかし先々はそういうことがない方法も研究していきましょう。まず溶融で検討しましよってもいいけど、当然出てくるんですね。これは今の問題ではないかもしれない。しかし、専門家にあなた達が聞いたのは、そういう25年使えるという中で、施設を入れてどうでしょうか、環境問題のどういうところを注意しないといけないでしょうかという施設の選定に関する質問だけしていると思う。私が言っているのは、地理的におかれた条件の中で、将来のごみの中間処理、最終処分場について、どういう点に留意して、将来的な、安定的な、市民が困らないようなごみの処理処

分に対して、専門的見地から見地をいただくべきじゃないのかと前から言っている。それをしていないが、何でしないのかと言っている。何でしないのかと聞いている。したくないならしたくないと言えればいいと思うのですが、それが必要ではないかと言っているのですが、どうでしょうか。管理者に聞いたんだけどね。答えきれないのなら管理者に任せなさいよ。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 長期に亘った検討が必要ではないかということでございますけど、ご指摘のとおり、長期的な視点に立ちまして、ごみ処理施設の建設或いは残渣物の資源化、こういった調査研究をするということは、必要であるということは認識しておりますが…。

1番（川口 浩議員） 議長質問に答えるように注意してください。

事務局長（吉田伸隆） ごみ処理の検討を行う上で、ごみの質とかごみの量ということが非常に重要ではございますけど、これは非常に社会情勢に左右されます。

1番（川口 浩議員） 休憩してください。こういう答弁をするなら、質問に答えないのなら。

事務局長（吉田伸隆） ごみ処理技術についても日々進歩しておりまして、また過酷な条件下で使用されるごみ処理施設の寿命を考慮されますと、施設の稼働期間を25年間として考えるということが適切であるという風に考えております。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） 25年とか聞きよらんでしょうが。この地域において、将来のごみとか、どうやっていくのかという全体像の議論が欠けているのではないかと、それを聞いている。わかりませんか、それ。欠けていないかと。それなしで、とりあえず25年どうするだけやってこないかと。その前に、本来ここにおける、どうやってごみを処理していくんだと。やむなくみんなまで処理していくのがベターじゃないか。そして処分場も工夫しながら確保していくのがベターじゃないか。将来どこかいるよと、助け合いながらやらないといけないのではないかと。どうあるべきかと。海もないぞと。本質的なことは諮問していないが、諮問した項目を読みませんか。聞いていることはそれよ。あなたが言っているのは、検討委員会の報告とか答えのことでしょう。その前の何で聞かないのか、聞く必要がないと思っているのかということを探しています。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。質問にてきはきと答えてください。

事務局長（吉田伸隆） はい。4市1町での将来のごみのあり方等につきましては、組合の設立前から当然4市1町協力して、循環型社会形成のため、発生抑制・再使用・再生利用のいわゆる3Rの取り組みとあわせて、適正な処理処分を行うと。その中でも処理の優先順を踏まえてやっていこうということで、可燃ごみ処理を共同で行う。そのための中間処理施設と最終処分を共同で行うという前提でございまして、その中で専門家におかれましても、将来の人口の伸びとか可燃ごみの伸び等を配慮した上で検討していただいておりますけど、やはり25年を超える長い期間の予測というのはやはり難しいものもございまして、その中で今のご検討ということで、組合の必要な将来の施設のあり方は、ご提案いただいておりますのではないかと考えてます。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） 少しまともな答弁だと思っておりますけど、じゃあ25年先の方式を検討せれとか言いよらんです。やはりこうやっていかないとごみ行政がひずみますよと、専門的見地から検討すべきだったと思います。しかしあなた達がしてきたのは、当面の25年、じゃあどの方式がいいですか、採算どうですかという問いだけなんです。がとがないんです。そんな今だけの方式を決めるのなら、専門家の見地からというのは、それが衛生学の方から危ないとか、税理士なら収支的に危ないとか、限られた条件での議論、これでは、やはり非常に欠けていると思います、私は。全体像をした上で、今置かれている立場での最善の方策、しかしその前提が崩れる場合、どうした方がいいと言う必要はない。処分場がとれない場合、一生懸命努力しなさいと。それが確保できない場合は、こういうリスクがありますとかいうのを整理するとか、そういうことが必要であると思う。じゃあこの建設専門部会は役に立たない部会だと思わざるを得ません。これを指摘させていただきます。

じゃあここで詰まりたくないの、次いきます。じゃあこれを受けた建設検討委員会、これは役所の方で固めちゃっているんですね、殆ど。民間の方なり議員も1人、2人入れるべきだと思いますけれども、内部で決めてしまうのではないかと。入っているのなら入っていると反論されていいのですが、ここの議論も最終処分場があると。これも今まで言われるように、地権者がいっぱいいるが、まだ合意とれない。とれる見通しもまだないが、出来上がるまでには返還せんでいいように頑張らせてくれと、最初からこう言えば反対もしないんですよ。最初から言ってくれればね。しかし、こげんしかできんと、もう時間がないとという決め方でズルズル、私としてはきちんとした報告がなされていないと思っております。建設検討委員会でもやはり長期ビジョン、それからおかれている状況で、今予定しているのが上手く進まなかった、ズルズルずらしたけれども、これはもう徳俵にいっちゃった、最後の徳俵なんですよ、7月というのは。ギリギリ延ばして3ヶ月、こういう状況でやる時間もないのかもしれないけど、きちんとそこを改めて、私達への疑問、後でまたやりますけど個別に、再度誠意をもって将来のあり方から議論をすべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 先ほど建設検討委員会のこれまでの検討の仕方等へのご意見でございますけど、やはり繰り返しになりますけど、4市1町の可燃ごみの処理を今後適切に行っていくという観点から申しますと、やはり先ほどの技術的な動向等も踏まえた25年間という考えがございますけど、更に地元の方達にご理解をいただく必要があるとか、こういった地元感情も考えますと、やはり今回25年間という範囲の中で考えて、一定の結論を出すということはやむを得ないと考えております。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） これ当然否定しませんよ、25年間でどうしていくかというのが最後にやる仕事ですよ。前段が抜けているのではないのか。当然ですよ、まず25年のスパンとして構想をまとめてどうやっていこうかと、最終的には25年で、将来も踏まえた上でどういう方策を考えてい

くのか。ただ当然処分場がいっぱいになれば、次の町が協力しないといけない。太宰府さんも那珂川さんも福岡市さんも考えないといけない。そういった議論がなされていないのではないかと。これもしていない、しないということでございますので、信用ができないんですね。なぜ信用できないか幾つか言いますと、本来のスケジュールなら、お宅達の調査は終了して、遅くとも3月末には中間処理方式の決定の報告というのが、私達は選定の役目はありませんので、こういうやり方でやりたいという報告がある計画だったんですね。もっと本当は早かった。延ばしちゃった。今までにもらった資料がちょっと信用できなかった。ストーカありきではないかと、何か事務局は持って行きたいのかという疑問を私は抱いた。その中でメーカーヒアリングをさせてくれということでやりました。専門部会との意見交換をさせてくれと言いましたが、これはさせてくれませんでした。気を遣うのでしょうか、学者には。まずはメーカーのはさせてくれましてね、8社来ていただいて、それぞれに聞きました。それが、皆さん方から今までいただいた資料と違うんですね。言われることがかなり、皆さん方が雑なんですね。なお、また疑念が深まってしまって、ストーカありきではないかということになってしまったんですが、これは具体的に言った方がいいのでしょうか。今では不十分であると思っておりますね。

まずはじめに、スラグや飛灰などの残渣物の量について、どういう根拠に基づいてこれは出してきたのですか。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） スラグ等の残渣物の量を算定した根拠はどういったものかというご質問だと思いますけど、中間処理施設の処理方式の比較検討を行う際には、そういった残渣物の量ということで検討をしておりますけど、この残渣物の量の場合は、ごみ質に左右されます。ごみの中に含まれる不燃物の比率でございますとか、こういったごみの質によって残渣物の出方が違って参りますので、私どもが将来計画する場合におきましては、現在想定されますごみ質、これは現在の南部工場のごみ質が一番でございますけど、それに似かよった自治体の実績値というものを採用しております。これは建設専門部会におきまして、調査対象プラントメーカーのデータと各自治体からの実績値、こういったことを比較検討した結果でございます、メーカーから提出されました設計値といったものにつきましては、いろいろな自治体の実績を見ますと、必ずしも達成されていないので実現の可能性が低く、今後の計画として考えていく場合、やはり一番ごみ質の似た自治体の実績値を採用すべきだということで、組合ではそれを採用して、各方式で出て参ります残渣等を想定したというところでございます。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） 次まで聞こうかと思ったのですが、後で聞きますけど、福岡市にも後で東部と臨海聞きますから。もう一問聞いてからしよう。中間処理の方式決定のためのプラントメーカーの特徴とかがあると思うんですよ。それが面では平均値であったり、ストーカとシャフト、または流動床を比べるための、特にライフサイクルコストかな、施設の費用、これも一緒の質問になっちゃうかなあ。まずはメーカーの特徴とか評価が平均値でしか、例えばこれですね。

シャフトだったり、こっちでまず行こうかな、出してあるやつですね。残渣がこれだけですよ、不適物はこれだけ出ますよというのが、メーカーから聞いたのはだいぶ乖離していると思うんですよ。どう思いますか。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 先ほどの答弁とちょっと重なるところがございますけど、先ほど言いましたスラグの量とか、いろいろなデータにつきましては、メーカーは設計値を申されておりますけど、私どもでその方式の特徴として捉えてその施設を組合で作った場合に、どれだけの残渣物とかいろいろなものが出てくるかと言った評価を行う際につきましては、ものによってはメーカーから提示されましたデータを使っておりますけれども、必ずしもそれが適切でないという場合ににつきましては、単純に平均値でないものを使っております。

例えば、先ほど言いました残渣率は、そういうことで自治体の実績値を採用しております。その他、これは趣旨としましては、メーカーの選定をすることではございませんで、メーカーの特徴というよりは、処理方式の特徴を見たいということで、処理方式の特徴を最も適切に表すような指標ということで、先ほど言いました自治体の実績値でありますとか、そういうことで算定いたしております。そういったところで、それぞれについて全て建設検討委員会、建設専門部会では、根拠をもって検討した数値を使っているというところでございます。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） その前にもう一つ聞きましょう。例えば、ストーカの施設建設費347億2千、シャフト431億8千、流動床式ガス化溶融384億1千、これは平均値なのか。ストーカとかシャフトとか流動床、それぞれある程度の目安額、ライフサイクルを書いてあるけど、これはどういう数字に基づいて書いているのですか。大雑把でいいのですが。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 中間処理施設の建設費でありますとか、稼働開始して年数が経ちますと設備の更新等を行ってございまして、こういったコストにつきましては、メーカーから見積書を出していただきまして、その見積書を基にコストの算定をしております。建設検討委員会で調査した段階では、8社の内5社が複数の処理方式を提供されております。またこういった対象となるメーカーにつきましては、ストーカ式であれば、一日の処分量が200トン以上とか、その他の溶融方式につきましては、100トン以上の実績のあるところのデータを基に見積をいただいております。その同一メーカーで複数の処理方式をもってあるメーカーでの方式間の比率といったものを重視しまして、処理方式毎の比較ということをしておりますので、処理方式毎に見積を単純に平均したといったような考え方ではございませんで、方式間の比率で見るといような形でこのコストの算定をいたしております。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） 比率ということですね。全部だとは思いますが、ちょっと問題を感じるんですね。というのが、確かストーカが7社、シャフトが2社、流動床は3～4とやられていま

したが、4ですか。

事務局長（吉田伸隆） 4社です。

1番（川口 浩議員） ただ、シャフトを持っているところがストーカがあったり、メーカーはAという技術を自分のところでやっているがBもやっているよという場合、Aを売り込もうとされる。逆もあるかもしれません。一つしかなければそこに力を入れますけど、自分のところの強みがあるやつを一生懸命やろうとする。流動床でも規模が大きいところ、小さいところ、いろいろあると思います。その中でじゃあシャフトはいくらだったの。会社の名前はいらないですよ、要求したんですよ、資料を。これね、ストーカ、シャフト、流動床を3つのグループに分けて、7社あるのと2社と4社と、だぶっていますけど、全体で8社しかないのですから、これではわからないと。ある面ではストーカでも、500億するところもあれば300億のところもあるのではないかと。これを十把一絡みみたいに、7社が全部347では困るんだと。ましてや建設は安いけど、更新が高い、運転が高い。建設費は高いけど、あとのコストが安い場合もあるのではないかと。だから社名を隠して、ストーカなら7社毎の設備建設、設備更新、運転管理がどういう提案があったのか出せと言ったのですが、今日来ていないけどどうなっているのか。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） メーカー側から提出されました資料の取扱いということでございますけど、メーカーが提出された資料の中には、未出願特許情報でありますとか、ノウハウ等の機密情報を含んでいるということでございますので、組合独自の判断でメーカーからのデータの開示はできないということでございまして、この見積り金額につきましても、メーカー独自の情報が他社に知られると問題があると判断しておりますので、この点につきましては、建設検討委員会や建設専門部会におきましては、それぞれの見積金額を見ながら検討はしていただいておりますけれども、資料は回収するというのもしておりますし、こういった資料の開示を要求されますれば、メーカーに確認をとって、承諾を得られたものについて開示するという手続きになるうかと思えます。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） 今のことを今初めて聞きました。びっくりしました。こんなんで決められない。社名はわからなくていいですよ。ストーカなら1から7までトータル書けばいいじゃない。メーカー提案による建設費・更新費・管理費書けばいいじゃない。何が非公開ですか。この前にヒアリングをしたとき、メーカー自ら言いましたよ。全部聞いた。全メーカーに。うちの施設をお宅達いくらくらいで出来ますかと。提案はさせていただきますのでそれに載せておりますと言ったメーカーと、いくらかからいくらかと。溶融炉がいくらかからいくらかと。メーカーは言いましたよ、あなたはメーカーに問い合わせましたか。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） メーカーが口頭で言ったものにつきましては、組合の方では事前に見積書という形で…。

1 番（川口 浩議員） 問い合わせたかと聞いたの。

事務局長（吉田伸隆） 今のご質問につきましては、すでに取得しておりました見積書との…。

1 番（川口 浩議員） 問い合わせたかと。出していいかと問い合わせたかと聞いたとっちゃうも  
ん。したか、していないか答えてよ。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） その見積書の提示につきましては、私どもからは業者の方には問い合わせ  
はいたしておりません。

副議長（松尾浩孝議員） 1 番川口浩議員。

1 番（川口 浩議員） お願いしたのにも関わらずしていないのなら質問は続けられませんが。休  
憩とっていただけませんかでしょうか。

副議長（松尾浩孝議員） ここで暫時休憩いたします。再開はおって連絡します。

**休憩：午後 4 時40分**

~~~~~

再開：午後 4 時55分

副議長（松尾浩孝議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。本日の会議時間は、議事の都
合により予めこれを延長いたします。

それでは、吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 先ほどの一般質問の中でおっしゃいましたメーカーからの資料の聴取につ
きましては、私が失念いたしまして、大変申し訳ございませんでした。これから直ちに見積書の
提供について問い合わせをしまして、出来次第、お届け、提出するというので、お許しいた
だきたいと思います。申し訳ございませんでした。

副議長（松尾浩孝議員） 1 番川口浩議員。

1 番（川口 浩議員） 出さないメーカーがあったら外したらいいと思うのですよ。細かいのを
出せとは言っていないので、トータルでうちはこれくらいで提案しているのだと。3つあるん
です、メーカーが出してあるのは。建設費・更新費・管理費と分けてから欲しいのですが、
これを出しきらないようなメーカーは対象外にすればいいのではないかなと私は思っています。
ましては、回収されるにしろ、これがわからないと、この数字が今までの中では信用できかねる。
その理由は、福岡市の第5委員会で作られたものなのですが、まずはスラグになる量、メー
カーヒアリングと大幅にズレがあった。当然こちらの見解もあると思います。メーカーでも
やりきれないというところと、もっとやれますというところがあると思います。しかし、あ
なた方の調査はメーカーに劣っています。メーカーはこの周辺に受入施設はどこがある。
例えばアスファルトの会社がどこにある。これは知らない方がおられるでしょうからあ
えて言うとおきますと、ごみとして遠くに持っていけないんですね、廃掃法の関係で。
持って行けるのは有価物の場合、資源としてなら売って良いですよ。コストがかかります
から、極端に言えば東京とか広島とかのものは来ないんですね、スラグは。福岡都市圏
には。北九州のもたぶん来ないと思います。この清掃工

場から運搬賃にしても有償で買ってくれるところにしか出せない。こっちからお金を払っちゃうと、ごみになっちゃうから出せないんですね。だから自ずと買っていただけの範囲が決まります。その中にどういう業者があるのか。これは福岡市でも一緒なんですね。今はアスファルトの会社ですけど、将来はコンクリ製品に混ぜて埋めなくていいようにしようとか、福岡市の方で覆土で使えないかとか、これは難しいという話は事前に聞きましたけれども、その他福岡市が引取るからもっと使っていいとか。JIS規格までとってあるんですね。佐賀とかは利用がなくても山積みして、資源物を置いているんだということで置いたりしているところもあります。調査が明らかにメーカーより劣っていると私は思っています。もう一つ、不適物に関しても、これもあるメーカーはすりつぶして、もう一回上から入れると、大きいやつをつぶしてあげれば、溶融できますと言うんですね。これもお宅たちは知ってるはずですけども報告がない。マイナスもあります。焼却温度が低いのでスラグの質が落ちる可能性があります。これも理解します。それと最初出たのは、今回は違うけれども、重量という出し方をしています。重量比って、灰と石とを重量で比べるのかよと。これにも不信感があったが、文句を言って、やっと質量に変えてくれました。これもスラグなりのある意味では有価物、これも使いきれないので埋めざるを得ないということで6掛けにしてあるんですね。これの調査が不足している。そういうものしか出ていない。また戻りますけど、先ほどストーカはなんでこう言うかといったら、同じ第5委員会で配られた資料、これがもう一回やりなおしてほしいんですが、裏には例えば臨海工場用地費除く478億円、東部工場315億円、同じ900トン、300トン掛ける3炉、この差は何でしょうか。設計単価が高くて、東部だけ安くメーカーが赤字で入れたんでしょうか。これはどう認識してありますでしょうか。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） その福岡市の資料でございますが、私どもではタッチしておりませんので、内容についてはちょっとお答えが難しいところでございます。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） 悪いけどね。都市圏南部工場の処理方式についてということで記載してあるんですね。ましてや、ここの表に書いてあるとこの上はね、福岡市の中間処理施設の処理方法の選定理由についてということで、わざわざ候補地挙げて書いてるんですね。じゃあこれは福岡市が好意で付けてくれたということでいいですか。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 組合ではそういった資料は作った覚えはございません。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） はい。では、福岡市が組合のを見て、自らアレンジしたという理解をしましょう。しかしね、ここで現実に300トンが3炉なんですね。同じプラントですね。ましてや、東部の方が後に建ったんですね。これは特殊な事情があります。東部はクリーンエナジーがやっている。福岡市が51%出資して、社長も福岡市。九電さんと組んでます。じゃあこれが見積がど

っちとも同じで、民間に出させたほうがボンと下がっちゃうんですよ。ならすればいいと思うんですよ。この議論もぜひ5人の方でご相談していただいて、協議していただきたい。みんなの自治体が払うんですよ。同じやつが478億と315億どっちがいいですかといったら、315億がいいんですよ。それなら組合の発注方式も、もっと市民の代表ならば議論して出していただきたいと思っております。しかしまず事務局長にお尋ねしましょう。これはどう違うのか。知らんから、答えれんなら答えれんでもう次に行きますが、これだけ違う数字がわざわざ添付されるんですよ。疑問に感じませんか。じゃあもっと努力したら安くなると思われませんか。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 先ほども申し上げましたように、その資料についてはタッチしておりません。申し訳ございません。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） そしたら、お宅のストーカ式焼却方式ということで7社ありますが、近隣のとか、メーカーの数字ではないということ。ではこんなのを加味しましたか、加味してないですか、福岡市の工場。建設費を弾く時に。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 建設費につきましては、全てメーカーからの見積書に基づいて、先ほど申しました処理方式間の比率という視点でコストの算定を行っております。福岡市の施設につきましては、運転費の一部とかにつきましてはその実績値として使用いたしておりますけれども、プラントの建設につきましては、メーカーの見積書に依ったというところでございます。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） じゃあ、メーカーの見積の言い値でやって、ストーカとシャフトは2社出された所の、例えばストーカが300、シャフトが400なら、その比率を当て込んで修正したということかなと推測されますが、じゃあストーカメーカーならシャフトはどうでもいいでしょうし、シャフトだけのところとかあると思うんですよ。だから先ほども言いますように、出してくれと。この数字があまりにも雑だと。だから項目ごとに出してくれと。もう一つは、あなたは福岡市出身でしょうが。何百億の仕事を出すんですよ。福岡市はいいかもしれない。でも財政規模が小さい町もあってみんな困っているんですね。そしたら安く上がっている事例を調査ぐらいするのが筋じゃないですか。おかしいと思わないかんのじゃないですか。隣の福岡市が同じ規模の施設で、「じゃあ何か理由があるんですか、福岡市さん」とお尋ねするのが筋じゃないですか。そして、またあなたは福岡市を代表して事務局に来てあるんですよ、環境局から。それが知らん、わからん。じゃあもう少しね、こういう点についても調査すべきと思いますが、どう思いますか。東部と臨海。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） 建設費の処理方式でのコストの比較ということにつきましては、確かに実績値を見る方法もございまして、施設の実績値を見ますと先ほど福岡市の例でもご指摘の

とおり、非常にコストの差がございまして、非常に参考にしづらいということで、プラントメーカーからの見積書をベースに方式間のコストの比較の作業をしたというのが、建設検討委員会の考え方でございます。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） はっきりしたのは、建設検討委員会というのが、比較がしづらいとかいう理由で色々な数字をカットして、安く上がるようなことをカットして、それは建設検討委員会の中だけでの資料の見直しであったり議論であって、組合議会や第三者には結果しか教えないやり方ではないかと。今の世の中は、少なくともA案をしたければ、対案でB案を出しなさいとか、例えば議員ばかり言うのではなくて、市長にも反問権を持たせて、ではあなたたちはどうするのかと、やり取りをしましょうという時代なんですね。それを役所の中でやっちゃうから、安く上がる良い技術だったり、安く出来ているところの知恵を学ぼうだったりしないで、福岡市の職員、クリーンエナジーも悔やんでいました、出来た当時ね。クリーンエナジーに現地集合と言ったら、福岡市の人があること出来ないと。まず天神の会社によって、出張命令を出して、それから行くんですと。馬鹿じゃないかと九電の一部若手の方が言っておられました。それくらいね、役所の方式がそれでいいんだといったら駄目と思うんですよ。真摯にいいのがあれば議論して、お知らせしないと、400億、500億の買い物をするんですよ。自分ではとても払えないんですよ。もうちょっとね、少なくともその辺の配るものに関連することぐらい、福岡市からも来ているんだから。それと隣接の筑紫野・小郡・基山は溶融しているんですよ。この場合は小さいからかもしれませんが、処分ゼロですよ。全量メーカー引取りですね。そういうお隣のも載ってない。そしてまた、ごみのね…。すみません、あと時間はどれくらい…。

副議長（松尾浩孝議員） あと4分です。

1番（川口 浩議員） じゃあごみの質と言われますが、質も一つですけれども、じゃあこれが古い施設なら、やっぱり高くていちゃってるんですよ。古ければ。そういう観点もいるでしょう。でもあなたたちの説明では、やっこの前少し出してくれましたけれども、比べるならば少なくとも、もう少し協議できる場で…。資料はこの前少しは頂いたと思っていますけれども、そういった意味では、まだ議論が不十分な面がたくさんあると思っています。それでライフサイクルコストを考えましたときに、ここの数字が非常に心もとない、メーカー言い値だけになっちゃうんじゃないか。それと先ほど言いました国からの交付金71億4千万、これもどうなるかわからない。同意も取れれば理想ですが、わからない。そうした中で、私は将来、これは当然可燃ごみの処理処分ですので、将来これは入れられるわけではございませんが、色々な不法投棄だったり、なんだったり、実験的にどうなのか。例えばタイヤを入れてワイヤーが多いからちょっと駄目だよとか、可能性もあるしですね。そしたらもう少し真摯に溶融だったり、流動床だったり、ストーカをお金だけで言わず、議論するべきと思います。なぜ言わないといけないかは、あなた方の評価は、全部そこを除いた、お金で言ったらこうですという議論だけなんです。25年で処分場も一緒なんですからあとはどっちが安くつきますかといったら、溶融をしないストーカが良い。スト

ーカプラス溶融はむちゃくちゃお金がかかって、広島を見たけど良くないと。大変お金がかかる。溶融するなら最初から別の方式がいいんじゃないですかと、そちらの方も言っておられました。

そういった中で、今後の調査について、管理者に何かご見解がありましたら。なければもう頑張りますだけでもお願いしたいと思いますが。

副議長（松尾浩孝議員） 井上管理者。

管理者（井上澄和） いろいろこの問題について、大変川口議長の熱い思いを聞かせていただきました。先ほども申し上げましたけれども、中間処理施設でどのような処理方式を採用いたしましても飛灰等の残渣が必ず発生するために、処理の安定性を確保するうえから最終処分場は必要な施設であります。このことはもう十分ご認識をいただいておりますが、そのためにも平成28年度からの施設稼働開始を目指しまして、組合といたしましては大野城市をはじめ、構成市町とも力を合わせて地元同意が得られるように全力で取り組んで参ります。議員の皆様方のご協力をご理解をよろしくお願い申し上げます。

副議長（松尾浩孝議員） 1番川口浩議員。

1番（川口 浩議員） あと1問か2問で終わりたいと思いますが、地元の方、また今から交渉の中でですね、当然、中間処理の春日の地元の方々も大変な思いをされるといいますし、また大野城市の方におかれましてもまた今から大事な議論もあろうかと思いますが、そういった中で溶融施設、今同意が得られないのならば、選ぶのもひとつの方法かもしれません。CO₂も余計に出たり、コストがかかったりするものもあるかもしれませんし、将来を見越した時に、色々な新たな展開であったり、埋立量が減る、心配が少なくなるという面もあろうと思います。溶融を採用することについては、どう思われますでしょうか。管理者お願いします。

副議長（松尾浩孝議員） 井上管理者。

管理者（井上澄和） ただ今お答えいたしましたけれども、今、大野城市さんの状況が、まだ私も十分把握できておりません。そういう段階でございますので、このことについての今の段階でのご回答は控えさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、その時期が近くなれば、いろんな角度から検討していかなければならないことになってくるといいますので、よろしく願いいたします。

事務局長（吉田伸隆） 副議長。

副議長（松尾浩孝議員） 吉田事務局長。

事務局長（吉田伸隆） すみません。私の発言の内容を取り消させていただきたいと思っております。というのは、最終処分場の地元立入合意の基準とか基本合意の基準につきましては、十分な認識をしないまま答えましたので、これにつきましては十分検討したうえでの答えにさせていただかないでしょうか。すみませんでした。

1番（川口 浩議員） それはできませんよ。取消すかなんか修正されないと。

副議長（松尾浩孝議員） 取消しの修正をしないといけないでしょうね。

1番(川口 浩議員) やりなおしとか、後で。次の総会で修正するのか、今するのか。

副議長(松尾浩孝議員) 次の会議で修正をお願いします。

1番(川口 浩議員) またいい加減ってなっちゃうよ。それに基づいて質問してきとるんだから。やりなおすの。

副議長(松尾浩孝議員) 次の定例会で修正してください。よろしくお願いします。

以上で、1番川口浩議員の一般質問は終わりました。ここで議長と議長席を交代いたします。

~~~~~

**日程第9 議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について【討論・採決】**

議長(川口 浩議員) 引き続きまして、日程第9「議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

日程第4で質疑まで終了いたしておりますので、ただちに討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(川口 浩議員) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長(川口 浩議員) 全員賛成であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午後5時15分

~~~~~

日程第10 議案第2号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算(第2号)について【討論・採決】

議長(川口 浩議員) 日程第10「議案第2号 平成20年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

日程第5で質疑まで終了いたしておりますので、ただちに討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(川口 浩議員) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長(川口 浩議員) 全員賛成であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午後5時16分

~~~~~

**日程第11 議案第3号 平成21年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について【討論・採決】**

議長（川口 浩議員） 日程第11「平成21年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について」を議題とします。

日程第6で質疑まで終了いたしておりますので、ただちに討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（川口 浩議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（川口 浩議員） 全員賛成であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午後5時17分

~~~~~

日程第12 議案第4号 筑紫公平委員会設置規約の変更について【討論・採決】

議長（川口 浩議員） 日程第12「議案第4号 筑紫公平委員会設置規約の変更について」を議題とします。

日程第7で質疑まで終了いたしておりますので、ただちに討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（川口 浩議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（川口 浩議員） 全員賛成であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午後5時18分

~~~~~

**日程第13 議員提出議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について**

議長（川口 浩議員） 日程第13「議員提出議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） それでは、日程第13「議員提出議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合

議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案書の3ページ目、新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

議会活動の範囲を明確にするとの趣旨から、地方自治法の一部が改正され、地方自治法第100条第12項が新たに追加されました。

これにより、福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則第157条第1項において規定する従前の「地方自治法第100条第12項」が「同条第13項」と項の移動が生じたため、規定の整備を行うものです。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

議長（川口 浩議員） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（川口 浩議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（川口 浩議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議員提出議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（川口 浩議員） 全員賛成であります。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午後5時19分

~~~~~

日程第14 決議案第1号 中間処理方式に関する決議文について

議長（川口 浩議員） 日程第14「決議案第1号 中間処理方式に関する決議文について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

9番 壽福正勝議員。

9番（壽福正勝議員） それでは日程第14「決議案第1号 中間処理方式に関する決議文について」ご説明申し上げます。決議案をご覧頂きたいと思います。

朗読をもって提案理由の説明といたします。

決議案第1号 中間処理方式に関する決議文について。上記の決議案を別紙案のとおり提出をする。平成21年3月27日提出。提出者は、福岡都市圏南部環境事業組合議会議員 山口剛司、永野義人、福山保廣、不老光幸、中林宗樹、壽福正勝、加納義紀。

中間処理方式に関する決議文。可燃ごみ中間処理において、いずれの処理方式を採用したとしても最終処分場の確保は必要不可欠である。中間処理場並びに最終処分場に関係する方々に十分な説明を行うとともに、ご理解をいただけるように務めなければならない。また、国の交付金の問題や将来に亘る処理、処分のあり方を考慮すると、溶融方式による中間処理を採用することが

望ましい。以上、決議する。

平成21年3月27日 福岡都市圏南部環境事業組合議会。

以上であります。

議長（川口 浩議員） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（川口 浩議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（川口 浩議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。決議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

議長（川口 浩議員） 賛成多数であります。

したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成7名、反対2名 午後5時20分

~~~~~

議長（川口 浩議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成21年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会を閉会したいと思います。但し、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（川口 浩議員） ご異議なしと認めます。したがって、平成21年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後5時21分

~~~~~

上記会議次第は、事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成21年3月27日

福岡都市圏南部環境事業組合議会議長 川 口 浩

副議長 松 尾 浩 孝

会議録署名議員 松 尾 嘉 三

会議録署名議員 永 野 義 人